

令和 4 年度 条例予算特別委員会

当初予算案等説明資料

I. 予算案

1. 令和 4 年度 予算案総括表	1 頁
2. 重要施策	5 頁
3. 議案第26号 令和 4 年度 一般会計予算案	9 頁
4. 議案第41号 令和 4 年度 下水道事業会計予算案	39 頁

II. 条例案

1. 議案第65号 福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案	71 頁
2. 議案第64号 福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	76 頁
3. 議案第66号 福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案	90 頁
4. 議案第67号 福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案	93 頁
5. 議案第68号 福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案	96 頁

III. 一般議案

1. 議案第75号 福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について	106 頁
---	-------

IV. 令和 4 年度 道路下水道局組織編成案	111 頁
-------------------------	-------

令和 4 年 3 月
道 路 下 水 道 局

1. 令和4年度予算案総括表

(1) 一般会計

区 分	令和 4 年 度 A ※下段()書きは対前年度比					令和	
	予 算 額	財 源 内 訳				予 算 額	特
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	市 債	その他			
道路・街路	25,695,071 (108.5%)	3,259,468 (109.0%)	10,364,000 (108.3%)	6,492,808 (116.6%)	5,578,795 (100.3%)	23,684,393	2,988,991
		計 20,116,276 (111.0%)					
河川	1,782,310 (109.2%)	186,030 (60.3%)	868,000 (135.0%)	31,179 (63.0%)	697,101 (110.4%)	1,632,835	308,730
		計 1,085,209 (108.4%)					
下水道	20,172,432 (99.6%)	442 (94.0%)	—	— (0.0%)	20,171,990 (99.6%)	20,259,093	470
		計 442 (18.1%)					
公債費	—	—	—	8,094,614	△ 8,094,614	—	—
計	47,649,813	3,445,940	11,232,000	14,618,601	18,353,272	45,576,321	3,298,191

(単位:千円)

3 年 度 B			比 較 A - B				
財 源 内 訳			予 算 額	財 源 内 訳			
定 財 源		一般財源		特 定 財 源			一般財源
市 債	その他			国県支出金	市 債	その他	
9,567,000	5,567,459	5,560,943	2,010,678	270,477	797,000	925,349	17,852
計 18,123,450				計 1,992,826			
643,000	49,525	631,580	149,475	△ 122,700	225,000	△ 18,346	65,521
計 1,001,255				計 83,954			
—	1,967	20,256,656	△ 86,661	△ 28	—	△ 1,967	△ 84,666
計 2,437				計 △ 1,995			
—	2,856,717	△ 2,856,717	—	—	—	5,237,897	△ 5,237,897
10,210,000	8,475,668	23,592,462	2,073,492	147,749	1,022,000	6,142,933	△ 5,239,190

(2) 下水道事業会計

○ 収益的收入及び支出

区 分	令 和 4 年 度 A	令 和 3 年 度 B	比 較	
			金 額 A-B	率 A/B
収 益 的 収 入	55,889,031	56,198,871	△ 309,840	99.4 %
収 益 的 支 出	49,449,096	50,613,871	△ 1,164,775	97.7 %
差 引	6,439,935	5,585,000	854,935	115.3 %

○ 資本的收入及び支出

区 分	令 和 4 年 度 A	令 和 3 年 度 B	比 較	
			金 額 A-B	率 A/B
資 本 的 収 入	30,650,765	35,363,310	△ 4,712,545	86.7 %
資 本 的 支 出	56,504,687	62,230,294	△ 5,725,607	90.8 %
差 引	△ 25,853,922	△ 26,866,984	1,013,062	96.2 %

(参考) 駐車場特別会計(令和3年度で廃止)

区 分	令和 4 年 度 A ※下段()書きは対前年度比					令和	
	予 算 額	財 源 内 訳				予 算 額	特 国県支出金
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	市 債	その他			
駐 車 場	— (皆減)	—	—	— (皆減)	—	1,868,498	—
		計 — (皆減)					
計	—	—	—	—	—	1,868,498	—

(単位:千円)

備	考

(単位:千円)

備	考

(単位:千円)

3 年 度 B			比 較 A - B				
財 源 内 訳			予 算 額	財 源 内 訳			
定 財 源		一般財源		特 定 財 源			一般財源
市 債	その他			国県支出金	市 債	その他	
—	1,868,498			—	—	—	
計 1,868,498				計 △ 1,868,498			
—	1,868,498	—	△ 1,868,498	—	—	△ 1,868,498	—

2. 重要施策

()書きは3年度予算額

(17,047.718千円)

(1) 道路整備

18,568,126千円

(6,975,320千円)

ア 道路橋りょう整備

8,809,110千円

安全で快適な生活環境の確保を図るため、都市交通の円滑化や都心回遊機能の向上などに資する幹線道路や市民生活に密着した生活道路の整備、橋梁の長寿命化修繕計画に基づく補修などを行う。

(5,801,148千円)

イ 交通安全施設整備

5,945,581千円

市民の安全・安心の確保を図るため、道路のバリアフリー化や、通学路の安全対策、自転車通行空間の整備、無電柱化、道路照明灯のLED化などを推進する。

(4,271,250千円)

ウ 都市計画道路整備

3,813,435千円

都市交通の円滑化を図るとともに、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出する都市計画道路の整備を進める。

また、踏切における渋滞や事故の解消を図るため、雑餉隈駅付近の連続立体交差事業を推進する。

(内訳)

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減	備考
幹線道路整備	2,050,779	3,682,189	△ 1,631,410	都市計画道路長尾橋本線等の整備・無電柱化の推進等
生活道路等整備	3,402,330	2,598,001	804,329	市民生活に密着した道路拡幅や側溝整備等
交通安全施設整備	5,185,241	5,029,565	155,676	通学路等の安全対策、無電柱化、道路のバリアフリー化、自転車通行空間整備等
連続立体交差事業	1,641,497	684,762	956,735	西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近)
直轄工事費負担金	689,000	689,000	—	国道202号等
道路施設のアセットマネジメント	3,721,737	2,891,532	830,205	道路アセットマネジメント、橋梁アセットマネジメント
その他	1,877,542	1,472,669	404,873	事業費対象外給与費、私道整備費補助金、福岡北九州高速道路公社への出資金、貸付金等
合計	18,568,126	17,047,718	1,520,408	

(1,232,506千円)
1,309,941千円

(1,202,506千円)
1,298,941千円

(30,000千円)
11,000千円

(30,000千円)
11,000千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減	備考
治水対策	623,490	724,056	△ 100,566	周船寺川、金屑川、香椎川等
局地的豪雨対策	27,000	15,000	12,000	大谷川
環境整備	11,000	30,000	△ 19,000	名柄川
河川施設のアセット マネジメント	446,209	270,933	175,276	上牟田川、水崎川等
その他	202,242	192,517	9,725	事業費対象外給与費
合計	1,309,941	1,232,506	77,435	

(3) 下水道整備

(27,396,080 千円)

24,839,782 千円

下水道サービスを継続的に提供するため、管渠・ポンプ場・処理場における老朽施設の改築更新を最重点として、計画的に取り組む。

また、重点地区を定めた「雨水整備Doプラン 2026」により、引き続き雨水対策を進めるとともに、天神周辺地区については、都心部の雨水対策を強化した「レインボープラン」により、従来の流下型施設の整備に加え、雨水流出抑制施設の導入を進める。

さらに、地震被害を軽減するための既存施設の耐震化に取り組む。

また、新たなまちづくりに併せた施設の整備、公共用水域の水質保全のための合流式下水道の改善など、管渠・ポンプ場・処理場の整備を計画的に推進し、都市環境の向上に努める。

加えて、資源の有効利用を図るため、下水処理水による再生水利用を推進するとともに、再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組む。

(内訳)

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減	備 考
下水道施設のアセット マネジメント (改築更新)	14,259,682	16,110,147	△ 1,850,465	管渠 37km、 城西第2ポンプ場、 東部水処理センター 外
浸 水 対 策	4,957,500	4,852,588	104,912	中部6号幹線、中部8号幹線 外
地 震 対 策	2,665,000	2,907,880	△ 242,880	和白唐の原污水幹線 外
未 整 備 区 域 の 解 消	2,160,600	2,206,400	△ 45,800	香椎照葉 外
合流式下水道の改善	552,000	980,065	△ 428,065	天神周辺地区 外
再 生 水 利 用	245,000	339,000	△ 94,000	箱崎 外
合 計	24,839,782	27,396,080	△ 2,556,298	

3. 議案第26号 令和4年度一般会計予算案

(1) 歳入

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
43	16款 交通安全対策 特別交付金	590,000	530,000	60,000	111.3
	1項 交通安全対策 特別交付金 1. 交通安全対策 特別交付金	590,000	530,000	60,000	111.3
44 ・ 45	17款 分担金及び負担金	329,823	48,873	280,950	674.9
	1項 負 担 金 6. 土 木 費 負 担 金	322,134	44,873	277,261	717.9
45	7. 都市計画費負担金	7,689	4,000	3,689	192.2
53 ・ 54	18款 使用料及び手数料	4,111,068	3,851,759	259,309	106.7
	1項 使 用 料 7. 土 木 使 用 料	4,073,304	3,815,756	257,548	106.7
55	8. 都市計画使用料	1	1	—	100.0
60 ・ 61	2項 手 数 料 7. 土 木 手 数 料	35,902	34,128	1,774	105.2
62	3項 収入証紙収入 1. 収入証紙収入	1,861	1,874	△ 13	99.3

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増減
交通安全対策特別交付金(一般財源)			
1. 土木総務費負担金	3,862	2,424	1,438
2. 道路維持費負担金	25,462	25,299	163
3. 道路新設改良費負担金	210,680	500	210,180
4. 交通安全施設等整備事業費負担金	78,830	8,350	70,480
5. 河川水路総務費負担金	100	100	—
6. 河川水路維持費負担金	200	200	—
7. 河川水路改良費負担金	3,000	8,000	△ 5,000
街路新設改良費負担金			
1. 自転車駐車場使用料	852,656	842,782	9,874
2. バスターミナル使用料	30,351	31,468	△ 1,117
3. 道路占用料	3,161,696	2,915,826	245,870
4. 河川水路使用料	21,026	19,781	1,245
5. 河川管理施設使用料	21	21	—
6. 土木施設使用料	5,942	4,323	1,619
7. 屋台設備使用料	1,612	1,555	57
都市計画施設使用料			
1. 自転車保管手数料	35,870	34,076	1,794
2. 砂利採取計画認可申請手数料	32	52	△ 20
収入証紙収入			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
74 ・ 75	19款 国 庫 支 出 金	3,381,940	3,176,191	205,749	106.5
	2項 国 庫 補 助 金 7. 土 木 費 国 庫 補 助 金	2,095,805	1,577,590	518,215	132.8
76 ・ 77	8. 都市計画費国庫補助金	1,286,135	1,598,601	△ 312,466	80.5
90	20款 県 支 出 金	64,000	122,000	△ 58,000	52.5
	2項 県 補 助 金 7. 土 木 費 県 補 助 金	64,000	122,000	△ 58,000	52.5
94	21款 財 産 収 入	1,906,899	362,377	1,544,522	526.2
	1項 財 産 運 用 収 入 1. 財 産 貸 付 収 入	232,524	58,760	173,764	395.7
98	2項 財 産 売 払 収 入 1. 不 動 産 売 払 収 入	1,674,003	303,307	1,370,696	551.9
	2. 物 品 売 払 収 入	372	310	62	120.0
108	▲款 繰 入 金	—	1,179,362	△ 1,179,362	皆減
	▲項 駐車場特別会計繰入金 ▲. 駐車場特別会計繰入金	—	1,179,362	△ 1,179,362	皆減

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増減
1. 道路新設改良費補助金	1,022,537	582,848	439,689
2. 交通安全施設等整備事業費補助金	951,238	808,012	143,226
3. 河川水路改修費補助金	122,030	186,730	△ 64,700
1. 街路新設改良費補助金	1,285,693	1,598,131	△ 312,438
2. 下水道費補助金	442	470	△ 28
都市基盤河川改修費補助金			
1. 土地貸付収入	57,775	58,760	△ 985
2. 建物等貸付収入	174,749	—	174,749
土地建物売払収入	【土地の処分】・所在地	福岡市東区香椎浜三丁目12番2	
	・地目	公園	
	・面積	約6, 400平方メートル	
	・予算額	約8億8, 100万円	
	・所在地	福岡市東区香椎浜三丁目12番38 外	
	・地目	宅地	
	・面積	約3, 100平方メートル	
	・予算額	約3億2, 300万円	
	・所在地	福岡市中央区長浜三丁目24番9 外	
	・地目	宅地	
	・面積	約1, 500平方メートル	
	・予算額	約4億2, 300万円	
物品売払収入			
▲駐車場特別会計受入金			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
109	25款 諸 収 入	8,270,811	3,033,297	5,237,514	272.7
	1項 延滞金及び加算金 1. 延滞金及び加算金	11	11	—	100.0
	2項 納 付 金 1. 納 付 金	18,654	21,031	△ 2,377	88.7
110 ・ 111	3項 保 険 料 収 入 1. 保 険 料 収 入	29,657	33,543	△ 3,886	88.4
112	5項 貸付金元利収入 5. 都市計画費貸付金 元 利 収 入	8,094,614	2,858,684	5,235,930	283.2
113	7項 補 償 金 2. 土 木 費 補 償 金	73,987	77,543	△ 3,556	95.4
119	13項 雑 入 8. 土 木 費 雑 入	4,698	3,860	838	121.7
120	13. そ の 他 の 雑 入	49,190	38,625	10,565	127.4
122	26款 市 債	11,232,000	10,210,000	1,022,000	110.0
	1項 市 債 7. 土 木 債	9,429,000	8,275,000	1,154,000	113.9
123	8. 都 市 計 画 債	1,803,000	1,935,000	△ 132,000	93.2
一 般 会 計 歳 入 合 計		29,886,541	22,513,859	7,372,682	132.7

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増減
税外収入延滞金			
健康保険料			
1. 雇用保険料収入	1,350	1,507	△ 157
2. 厚生年金保険料収入	28,307	32,036	△ 3,729
高速道路公社貸付金	8,094,614	2,856,717	5,237,897
▲水洗化貸付金事業貸付金	—	1,967	△ 1,967
土木施設補償金			
放置自転車売却収得金			
その他の雑入			
1. 道路橋りょう整備債	8,561,000	7,632,000	929,000
2. 河川水路改良債	868,000	643,000	225,000
1. 街路橋りょう整備債	1,280,000	1,771,000	△ 491,000
2. 都市高速道路事業債	523,000	164,000	359,000

(2) 歳出

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
352 ↳ 355	8 款 土 木 費 1 項 土 木 管 理 費 1. 土 木 総 務 費	617,620	610,350	7,270	101.2
354 ↳ 357	2 項 道路橋りょう費 1. 道路橋りょう総務費	3,641,476	3,268,801	372,675	111.4

事 項 説 明													
	4年度	3年度	千円 増減										
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・58人 (うち会計年度任用職員・2人)	608,205	602,099	6,106										
関連歳入 (25)諸収入729 健康保険料271 雇用保険料収入45 厚生年金保険料収入413													
2. その他の経費 経常事務費等	9,415	8,251	1,164										
関連歳入 (17)分担金及び負担金3,862 土木総務費負担金 (18)使用料及び手数料1 収入証紙収入													
<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>委託料</td><td>4,078</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>5</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>613,537</td></tr><tr><td>計</td><td>617,620</td></tr></table>				区 分	金 額	委託料	4,078	負担金、補助及び交付金	5	その他(事務費等)	613,537	計	617,620
区 分	金 額												
委託料	4,078												
負担金、補助及び交付金	5												
その他(事務費等)	613,537												
計	617,620												

1. 一般職職員給与費等 一般職職員・229人 (うち会計年度任用職員・61人)	1,492,274	1,570,278	△ 78,004
関連歳入 (25)諸収入80,635 健康保険料10,292 雇用保険料収入741 厚生年金保険料収入15,615 土木施設補償金53,987			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
354 ↳ 357	〔 1. 道路橋りょう総務費 〕				

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増減
2. 道路台帳補正等経費	192,255	190,387	1,868
ア 道路台帳補正経費	58,307	60,994	△ 2,687
イ 境界協議等事務経費	25,006	24,535	471
ウ 不法占用物件対策等経費	1,084	645	439
エ 経常事務費等	107,858	104,213	3,645
関連歳入 (18)使用料及び手数料 1,667 屋台設備使用料 1,612 収入証紙収入 55 (21)財産収入 464,622 土地建物売却収入 (25)諸収入 1,688 その他の雑入			
3. 自転車対策関連経費	1,535,230	1,353,410	181,820
有料自転車駐車場管理及び放置自転車対策等			
関連歳入 (18)使用料及び手数料 888,771 自転車駐車場使用料 852,656 土木施設使用料 245 自転車保管手数料 35,870 (21)財産収入 5,246 土地貸付収入 (25)諸収入 20,311 放置自転車売却収得金 4,698 その他の雑入 15,613 (26)市債 35,000 道路橋りょう整備債			
4. 駐車対策等経費	275,914	603	275,311
関連歳入 (21)財産収入 174,749 建物等貸付収入 (25)諸収入 13,093 その他の雑入			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
354 ↳ 357	1. 道路橋りょう総務費				
356 ↳ 361	2. 道 路 維 持 費	2,867,849	2,757,524	110,325	104.0

事 項 説 明																			
	4年度	3年度	千円 増減																
5. 藤崎バス乗継ターミナル管理等経費	51,193	55,347	△ 4,154																
関連歳入 (18)使用料及び手数料36,048 バスターミナル使用料30,351 土木施設使用料5,697 (25)諸収入3,690 その他の雑入																			
6. 道路照明補助金 防犯灯補助事業、防犯灯のLED化	86,430	89,961	△ 3,531																
7. その他の経費	8,180	8,815	△ 635																
関連歳入 (18)使用料及び手数料1,805 収入証紙収入 (25)諸収入647 その他の雑入																			
<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>委託料</td><td>1,472,308</td></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td>111,765</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>307,605</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>198,534</td></tr><tr><td>補償、補填及び賠償金</td><td>439</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>1,550,825</td></tr><tr><td>計</td><td>3,641,476</td></tr></table>				区 分	金 額	委託料	1,472,308	使用料及び賃借料	111,765	工事請負費	307,605	負担金、補助及び交付金	198,534	補償、補填及び賠償金	439	その他(事務費等)	1,550,825	計	3,641,476
区 分	金 額																		
委託料	1,472,308																		
使用料及び賃借料	111,765																		
工事請負費	307,605																		
負担金、補助及び交付金	198,534																		
補償、補填及び賠償金	439																		
その他(事務費等)	1,550,825																		
計	3,641,476																		
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・32人 (うち会計年度任用職員・32人)	126,443	133,822	△ 7,379																
関連歳入 (25)諸収入15,073 健康保険料5,862 雇用保険料収入286 厚生年金保険料収入8,925																			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
356 ↳ 361	(2. 道 路 維 持 費)				

事 項 説 明																					
	4年度	3年度	千円 増減																		
2. 維持補修費 道路・側溝補修等	2,237,256	2,068,216	169,040																		
関連歳入 (17)分担金及び負担金25,462 道路維持費負担金 (18)使用料及び手数料3,161,696 道路占用料 (21)財産収入372 物品売払収入 (25)諸収入31,689 税外収入延滞金10 土木施設補償金20,000 その他の雑入11,679 (26)市債556,000 道路橋りょう整備債																					
3. 道路照明電気料	484,161	516,161	△ 32,000																		
関連歳入 (25)諸収入2,780 その他の雑入																					
4. 補修事務所維持管理経費	19,989	39,325	△ 19,336																		
<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>光熱水費</td><td>336,123</td></tr><tr><td>修繕料</td><td>179,146</td></tr><tr><td>委託料</td><td>936,836</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>1,074,951</td></tr><tr><td>原材料費</td><td>41,232</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>130,488</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>169,073</td></tr><tr><td>計</td><td>2,867,849</td></tr></table>				区 分	金 額	光熱水費	336,123	修繕料	179,146	委託料	936,836	工事請負費	1,074,951	原材料費	41,232	負担金、補助及び交付金	130,488	その他(事務費等)	169,073	計	2,867,849
区 分	金 額																				
光熱水費	336,123																				
修繕料	179,146																				
委託料	936,836																				
工事請負費	1,074,951																				
原材料費	41,232																				
負担金、補助及び交付金	130,488																				
その他(事務費等)	169,073																				
計	2,867,849																				

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
360 ↳ 363	3. 道路新設改良費	8,809,110	6,975,320	1,833,790	126.3

事 項 説 明																			
	4年度	3年度	千円 増減																
1. 公共事業	2,087,811	1,172,954	914,857																
道路新設・改良・道路修繕等 博多駅前線 外 14路線																			
[関連歳入																			
(17)分担金及び負担金	1,500																		
道路新設改良費負担金																			
(19)国庫支出金	1,022,537																		
道路新設改良費補助金																			
(26)市債	838,000																		
道路橋りょう整備債																			
]																			
2. 単独事業	5,507,215	4,577,696	929,519																
道路新設・改良・道路修繕等 草場線 外																			
[関連歳入																			
(17)分担金及び負担金	209,180																		
道路新設改良費負担金																			
(26)市債	4,082,000																		
道路橋りょう整備債																			
]																			
3. 私道整備費補助金	5,000	2,400	2,600																
4. 直轄工事費負担金	689,000	689,000	—																
[関連歳入																			
(26)市債	620,000																		
道路橋りょう整備債																			
]																			
5. 事業費対象外給与費	520,084	533,270	△ 13,186																
一般職職員・78人 (うち会計年度任用職員・4人)																			
[関連歳入																			
(25)諸収入	2,694																		
健康保険料	1,042																		
雇用保険料収入	107																		
厚生年金保険料収入	1,545																		
]																			
<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>委託料</td><td>1,452,487</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>5,313,386</td></tr><tr><td>公有財産購入費</td><td>281,110</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>1,043,094</td></tr><tr><td>補償、補填及び賠償金</td><td>122,554</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>596,479</td></tr><tr><td>計</td><td>8,809,110</td></tr></table>				区 分	金 額	委託料	1,452,487	工事請負費	5,313,386	公有財産購入費	281,110	負担金、補助及び交付金	1,043,094	補償、補填及び賠償金	122,554	その他(事務費等)	596,479	計	8,809,110
区 分	金 額																		
委託料	1,452,487																		
工事請負費	5,313,386																		
公有財産購入費	281,110																		
負担金、補助及び交付金	1,043,094																		
補償、補填及び賠償金	122,554																		
その他(事務費等)	596,479																		
計	8,809,110																		

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
362 ↳ 367	4. 交通安全施設等 整 備 事 業 費	5,945,581	5,801,148	144,433	102.5

事 項 説 明																			
	4年度	3年度	千円 増減																
1. 公共事業	1,927,768	1,561,100	366,668																
歩道設置・無電柱化・自転車通行空間整備・直営灯のLED化等 桧原比恵線 外23路線																			
関連歳入 (17)分担金及び負担金 78,830 交通安全施設等整備事業費負担金 (19)国庫支出金 951,238 交通安全施設等整備事業費補助金 (26)市債 795,000 道路橋りょう整備債																			
2. 単独事業	3,557,828	3,791,197	△ 233,369																
歩道設置・防護柵設置・歩道段差解消・自転車通行空間整備等 博多姪浜線 外																			
関連歳入 (26)市債 1,635,000 道路橋りょう整備債																			
3. 事業費対象外給与費	459,985	448,851	11,134																
一般職職員・71人 (うち会計年度任用職員・4人)																			
関連歳入 (25)諸収入 1,723 健康保険料 654 雇用保険料収入 73 厚生年金保険料収入 996																			
<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>委託料</td><td>820,348</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>3,696,202</td></tr><tr><td>公有財産購入費</td><td>92,951</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>496,714</td></tr><tr><td>補償、補填及び賠償金</td><td>303,776</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>535,590</td></tr><tr><td>計</td><td>5,945,581</td></tr></table>				区 分	金 額	委託料	820,348	工事請負費	3,696,202	公有財産購入費	92,951	負担金、補助及び交付金	496,714	補償、補填及び賠償金	303,776	その他(事務費等)	535,590	計	5,945,581
区 分	金 額																		
委託料	820,348																		
工事請負費	3,696,202																		
公有財産購入費	92,951																		
負担金、補助及び交付金	496,714																		
補償、補填及び賠償金	303,776																		
その他(事務費等)	535,590																		
計	5,945,581																		

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
366 └ 369	3項 河川水路費 1. 河川水路総務費	134,620	135,680	△ 1,060	99.2
368 └ 371	2. 河川水路維持費	337,749	264,649	73,100	127.6

事 項 説 明													
			千円										
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・19人 (うち会計年度任用職員・1人)	4年度 130,158	3年度 131,327	増減 △ 1,169										
[関連歳入 (25)諸収入 452 健康保険料 163 雇用保険料収入 40 厚生年金保険料収入 249]													
2. その他の経費	4,462	4,353	109										
[関連歳入 (17)分担金及び負担金 100 河川水路総務費負担金]													
	<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>委託料</td><td>26</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>2,130</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>132,464</td></tr><tr><td>計</td><td>134,620</td></tr></table>			区 分	金 額	委託料	26	負担金、補助及び交付金	2,130	その他(事務費等)	132,464	計	134,620
区 分	金 額												
委託料	26												
負担金、補助及び交付金	2,130												
その他(事務費等)	132,464												
計	134,620												

1. 一般職職員給与費等 一般職職員・2人 (うち会計年度任用職員・2人)	8,059	8,054	5										
[関連歳入 (25)諸収入 952 健康保険料 370 雇用保険料収入 18 厚生年金保険料収入 564]													
2. 河川水路の維持補修経費	329,690	256,595	73,095										
[関連歳入 (17)分担金及び負担金 200 河川水路維持費負担金 (18)使用料及び手数料 21,079 河川水路使用料 21,026 河川管理施設使用料 21 砂利採取計画認可申請手数料 32 (21)財産収入 5,381 土地建物売払収入 (25)諸収入 1 税外収入延滞金]													
	<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>委託料</td><td>185,382</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>114,740</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>37,627</td></tr><tr><td>計</td><td>337,749</td></tr></table>			区 分	金 額	委託料	185,382	工事請負費	114,740	その他(事務費等)	37,627	計	337,749
区 分	金 額												
委託料	185,382												
工事請負費	114,740												
その他(事務費等)	37,627												
計	337,749												

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
370 ↳ 373	3. 河川水路改良費	1,309,941	1,232,506	77,435	106.3

事 項 説 明																	
	4年度	3年度	千円 増減														
1. 公共事業	335,750	539,014	△ 203,264														
都市基盤河川改修、準用河川改修等 周船寺川 外6河川 1池																	
関連歳入 (17)分担金及び負担金 3,000 河川水路改良費負担金 (19)国庫支出金 122,030 河川水路改修費補助金 (20)県支出金 64,000 都市基盤河川改修費補助金 (26)市債 131,000 河川水路改良債																	
2. 単独事業	771,949	500,975	270,974														
河川水路改良、局地的豪雨対策、河川施設のアセットマネジメント等 大谷川 外																	
関連歳入 (26)市債 737,000 河川水路改良債																	
3. 事業費対象外給与費 一般職職員・27人	202,242	192,517	9,725														
関連歳入 (25)諸収入 14 雇用保険料収入																	
<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>委託料</td><td>174,000</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>892,959</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>10,500</td></tr><tr><td>補償、補填及び賠償金</td><td>6,000</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>226,482</td></tr><tr><td>計</td><td>1,309,941</td></tr></table>				区 分	金 額	委託料	174,000	工事請負費	892,959	負担金、補助及び交付金	10,500	補償、補填及び賠償金	6,000	その他(事務費等)	226,482	計	1,309,941
区 分	金 額																
委託料	174,000																
工事請負費	892,959																
負担金、補助及び交付金	10,500																
補償、補填及び賠償金	6,000																
その他(事務費等)	226,482																
計	1,309,941																

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
396 ↳ 399	9 款 都 市 計 画 費 3 項 街路橋りよう費 1. 街路新設改良費	3,813,435	4,271,250	△ 457,815	89.3

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増減
1. 公共事業	2,381,886	3,099,020	△ 717,134
ア 新設改良 (都)天神通線 外7路線	781,886	2,506,020	△ 1,724,134
イ 鉄道高架 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近)	1,600,000	593,000	1,007,000
関連歳入 (17)分担金及び負担金 2,000 街路新設改良費負担金 (19)国庫支出金 1,285,693 街路新設改良費補助金 (26)市債 984,000 街路橋りょう整備債			
2. 単独事業	539,076	684,082	△ 145,006
(都)長尾橋本線 外			
関連歳入 (17)分担金及び負担金 5,689 街路新設改良費負担金 (18)使用料及び手数料 1 都市計画施設使用料 (21)財産収入 1,204,000 土地建物売払収入 (26)市債 296,000 街路橋りょう整備債			
3. 都市高速道路事業	550,615	180,037	370,578
福岡北九州高速道路公社への出資金、貸付金等			
関連歳入 (21)財産収入 3 土地貸付収入 (26)市債 523,000 都市高速道路事業債			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
396 ↳ 399	〔 1. 街路新設改良費 〕				
408 ・ 409	5 項 駐 車 場 費 1. 駐 車 場 事 業 費	—	—	—	—
410 ・ 411	6 項 下 水 道 費 1. 下 水 道 費	20,172,432	20,259,093	△ 86,661	99.6

事 項 説 明																			
	4年度	3年度	千円 増減																
4. 事業費対象外給与費 一般職職員・48人	341,858	308,111	33,747																
関連歳入 (25)諸収入 雇用保険料収入 26																			
<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>委託料</td><td>244,653</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>350,059</td></tr><tr><td>公有財産購入費</td><td>427,970</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>1,365,378</td></tr><tr><td>補償、補填及び賠償金</td><td>349,920</td></tr><tr><td>その他(事務費等)</td><td>1,075,455</td></tr><tr><td>計</td><td>3,813,435</td></tr></table>				区 分	金 額	委託料	244,653	工事請負費	350,059	公有財産購入費	427,970	負担金、補助及び交付金	1,365,378	補償、補填及び賠償金	349,920	その他(事務費等)	1,075,455	計	3,813,435
区 分	金 額																		
委託料	244,653																		
工事請負費	350,059																		
公有財産購入費	427,970																		
負担金、補助及び交付金	1,365,378																		
補償、補填及び賠償金	349,920																		
その他(事務費等)	1,075,455																		
計	3,813,435																		
関連歳入 (21)財産収入 土地貸付収入 52,526																			
1. 下水道事業に対する負担金	20,171,104	20,257,683	△ 86,579																
2. 水洗化促進事業	1,328	1,410	△ 82																
関連歳入 (19)国庫支出金 下水道費補助金 442																			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
476 ・ 477	14 款 公 債 費 1 項 公 債 費 1. 元 金	—	—	—	—
	2. 利 子	—	—	—	—
478 ・ 479	3. 公 債 諸 費	—	—	—	—
一 般 会 計 歳 出 合 計		47,649,813	45,576,321	2,073,492	104.5

事 項 説 明	
千円	
・関連歳入 長期債元金償還金 福岡北九州高速道路公社貸付金に係る元金収入 関連歳入 (25)諸収入 高速道路公社貸付金 7,928,081	
・関連歳入 長期債利子 福岡北九州高速道路公社貸付金に係る利子収入 関連歳入 (25)諸収入 高速道路公社貸付金 166,504	
・関連歳入 市債の償還に要する経費 福岡北九州高速道路公社貸付金に係る元利支払手数料収入 関連歳入 (25)諸収入 高速道路公社貸付金 29	

(3) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市基盤河川改修事業	令和5年度	千円 102,000
準用河川改修事業	令和5年度から 令和7年度まで	令和5年度以降 4,009,000
福岡北九州高速道路公社に対する 政府資金貸付金に係る債務保証	令和4年度から 令和24年度まで	270,000千円を限度とする 貸付金相当額
福岡北九州高速道路公社に対する 民間資金等貸付金に係る債務保証	令和4年度から 令和24年度まで	14,760,000千円を限度とす る貸付金及びこれに対する 利息の合計額相当額

(4) 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額		
	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較 A－B
	千円	千円	千円
道路橋りょう整備費	8,561,000	7,632,000	929,000
河川水路改良費	868,000	643,000	225,000
街路橋りょう整備費	1,280,000	1,771,000	△ 491,000
都市高速道路事業費	523,000	164,000	359,000

4. 議案第41号 令和4年度下水道事業会計予算案

(1) 業務の予定量

区 分	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
			A - B	A / B
1. 処 理 面 積	ha 17,174	ha 17,074	ha 100	% 100.6
2. 年 間 処 理 水 量	m3 188,300,000	m3 187,700,000	m3 600,000	% 100.3
3. 主 要 な 建 設 改 良 事 業 管渠、ポンプ場及び下水処理場 整備事業費	千円 24,839,782	千円 27,396,080	千円 △ 2,556,298	% 90.7

(2) 予 算 案

ア 収益的収入及び支出

区分	科 目		令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
	款	項			金 額 A-B	率 A/B
収入	(1) 下水道事業収益		千円	千円	千円	%
		1. 営 業 収 益	45,834,879	46,091,010	△ 256,131	99.4
		2. 営 業 外 収 益	10,030,491	10,092,088	△ 61,597	99.4
		3. 特 別 利 益	23,661	15,773	7,888	150.0
		計	55,889,031	56,198,871	△ 309,840	99.4
支出	(1) 下水道事業費用	1. 営 業 費 用	44,931,771	44,417,741	514,030	101.2
		2. 営 業 外 費 用	4,451,472	4,765,231	△ 313,759	93.4
		3. 特 別 損 失	35,853	1,400,899	△ 1,365,046	2.6
		4. 予 備 費	30,000	30,000	－	100.0
			計	49,449,096	50,613,871	△ 1,164,775
差 引			6,439,935	5,585,000	854,935	115.3

イ 資本的收入及び支出

区分	科 目		令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
	款	項			金 額 A-B	率 A/B
収入	(1) 資本的 収入	1. 企 業 債	千円 16,219,000	千円 19,099,000	千円 △ 2,880,000	% 84.9
		2. 国 庫 補 助 金	6,541,302	7,416,241	△ 874,939	88.2
		3. 負 担 金	429,561	176,624	252,937	243.2
		4. 他 会 計 負 担 金	4,466,000	4,568,059	△ 102,059	97.8
		5. 固定資産売却代金	51	47	4	108.5
		6. 水洗化貸付事業収入	2,151	2,218	△ 67	97.0
		7. 企 業 債 償 還 金 入 積 立 金 戻 入	2,984,520	4,095,000	△ 1,110,480	72.9
		8. 雑 収 入	8,180	6,121	2,059	133.6
		計	30,650,765	35,363,310	△ 4,712,545	86.7
支出	(1) 資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	26,145,018	28,829,813	△ 2,684,795	90.7
		2. 償 還 金	25,095,236	28,228,692	△ 3,133,456	88.9
		3. 水洗化貸付事業費	2,082	4,488	△ 2,406	46.4
		4. 国 庫 返 還 金	4,091	3,061	1,030	133.6
		5. 企 業 債 償 還 金 金 積 立	5,253,260	5,159,240	94,020	101.8
		6. 予 備 費	5,000	5,000	-	100.0
		計	56,504,687	62,230,294	△ 5,725,607	90.8
差 引		△25,853,922	△26,866,984	1,013,062	96.2	
補てん財源	減 債 積 立 金		6,920,850	8,023,042	△ 1,102,192	86.3
	消費税及び地方消費税 資本的収支調整額		1,439,210	1,609,313	△ 170,103	89.4
	損 益 勘 定 留 保 資 金		17,493,862	17,234,629	259,233	101.5
	計		25,853,922	26,866,984	△ 1,013,062	96.2

(3) 予算案の内訳

ア 収益的収入及び支出

(収 入)

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 下水道事業収益				
	1項 営業収益				
	1. 下水道使用料	29,361,417	29,791,774	△ 430,357	98.6
	2. 雨水処理負担金	14,903,033	14,817,555	85,478	100.6
186	3. その他他会計負担金	567,791	554,802	12,989	102.3
	4. 受託事業収益	76,142	76,260	△ 118	99.8
	5. その他営業収益	926,496	850,619	75,877	108.9

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
福岡市下水道条例に基づく使用料			
雨水処理に係る一般会計負担金			
水質規制、水洗化促進等に係る一般会計負担金			
1. 水質規制費負担金	73,034	72,910	124
2. 水洗化促進費負担金	56,881	54,445	2,436
3. その他負担金	437,876	427,447	10,429
下水処理に係る受託事業収益			
再生水料金等			
1. 再生水料金	494,436	516,176	△21,740
2. 営業雑収益等	432,060	334,443	97,617

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
186	2項 営業外収益				
	1. 受取利息及び配当金	46,481	43,288	3,193	107.4
	2. 国庫補助金	15,620	17,126	△ 1,506	91.2
	3. 他会計負担金	234,280	317,267	△ 82,987	73.8
	4. 長期前受金戻入	9,668,573	9,652,280	16,293	100.2
	5. 雑収益	65,537	62,127	3,410	105.5
	3項 特別利益				
	1. 固定資産売却益	19	30	△ 11	63.3
	2. 過年度損益修正益	23,600	15,700	7,900	150.3
	3. その他特別利益	42	43	△ 1	97.7
	収益的収入合計	55,889,031	56,198,871	△ 309,840	99.4

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
市債管理基金運用に係る利息等			
1. 市債管理基金利息	46,381	43,188	3,193
2. 預金利息等	100	100	-
排水設備分流化改造工事費等助成に対する国庫補助金			
下水道事業特別措置債利息等に係る一般会計負担金			
1. 下水道事業特別措置債利息	148,208	214,365	△66,157
2. 臨時財政特例債等利息	86,072	102,902	△16,830
償却資産の取得のために受け入れた国庫補助金の減価償却費等見合い分の収益化額			
下水道用地の占用料等			
固定資産売却に係る差益			
下水道使用料の過年度分に係る修正益			
下水道使用料等還付請求権の時効消滅分			

(支 出)

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 下水道事業費用 1項 営業費用				
	1. 管 渠 費	2,191,361	2,036,755	154,606	107.6
187					
	2. ポンプ場費	2,272,751	2,194,298	78,453	103.6

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
管渠等施設の維持管理に要する費用			
1. 管渠の清掃経費 枝線清掃(800mm未満)、幹線清掃、スクリーン清掃等	1,244,476	1,088,878	155,598
2. 管渠の補修等経費 既設管調査、マンホール蓋取替、布設替、一般補修等	743,493	731,364	12,129
3. 下水道施設管理システム等経費	76,085	75,661	424
4. その他の経費 蒲田汚泥処理施設経費等	127,307	140,852	△13,545
ポンプ場130カ所等の施設の維持管理に要する費用			
1. 中継ポンプ場等79カ所の維持管理経費	838,211	817,474	20,737
(1) 機器運転等委託料	596,386	547,150	49,236
(2) 動力費	143,407	138,725	4,682
(3) 修繕費	65,200	103,348	△38,148
(4) その他の経費 光熱水費等	33,218	28,251	4,967
2. 排水ポンプ場51カ所等の維持管理経費	1,434,540	1,376,824	57,716
(1) 機器運転等委託料	1,048,319	1,046,692	1,627
(2) 動力費	201,603	192,104	9,499
(3) 修繕費	130,928	84,928	46,000
(4) その他の経費 光熱水費等	53,690	53,100	590

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
187	3. 処 理 場 費	6,533,434	6,643,717	△ 110,283	98.3
	4. 水 質 指 導 費	13,591	13,447	144	101.1

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
水処理センター6カ所 及び 再生水利用下水道施設の維持管理等に要する費用			
1. 水処理センターの維持管理経費	6,020,266	6,177,094	△156,828
(1) 機器運転委託料	2,039,344	2,113,005	△73,661
(2) 清掃等その他の委託料	1,334,967	1,327,569	7,398
(3) 動力費、薬品費	1,705,032	1,751,856	△46,824
(4) 修繕費	646,574	653,259	△6,685
(5) その他の経費 備消耗品費等	294,349	331,405	△37,056
2. 下水汚泥輸送処理処分経費	332,008	312,854	19,154
3. 再生水利用下水道施設経費	181,160	153,769	27,391
(1) 機器運転等委託料	99,968	83,926	16,042
(2) 動力費、薬品費	48,380	45,941	2,439
(3) その他の経費 備消耗品費等	32,812	23,902	8,910
水質の監視、指導等に要する費用			
1. 汚水幹線等水質調査業務委託料	9,989	9,802	187
2. その他監視、指導等経費	3,602	3,645	△43

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
水洗化の普及、促進及び水洗便所改造資金の貸付事務等に要する費用			
1. 低地排水設備工事費補助金	750	750	－
2. 私道排水設備工事費補助金	235	235	－
3. 水洗便所改造補助金	516	516	－
4. 排水設備の完了検査業務等委託料	52,084	50,718	1,366
5. その他の経費	7,193	3,613	3,580
流域下水道の維持管理に要する負担金			
下水道使用料の徴収事務等に要する費用			
1. 下水道使用料等徴収事務費負担金	1,616,689	1,627,207	△10,518
2. 貸倒引当金繰入額	480	5,484	△5,004
3. その他の経費	72,170	25,582	46,588
下水道事業活動の全般に関連する費用			
1. 下水道広報経費	11,603	10,131	1,472
2. 庁舎使用料・経費負担金	253,684	218,599	35,085
3. 排水設備分流化改造工事費助成	30,000	33,012	△3,012
4. 雨水流出抑制施設に係る助成	1,000	1,000	－
5. 下水道分野における国際貢献展開事業	29,456	31,520	△2,064
6. その他一般管理経費	54,116	86,543	△32,427

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
187	9. 給 与 費	1,508,930	1,507,807	1,123	100.1
	10.減 価 償 却 費	28,092,259	27,441,046	651,213	102.4
	11.資 産 減 耗 費	242,849	546,161	△ 303,312	44.5
	2項 営 業 外 費 用				
	1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	4,165,803	4,622,938	△ 457,135	90.1
	2. 消 費 税	280,308	141,508	138,800	198.1
188	3. 雑 支 出	5,361	785	4,576	682.9
	3項 特 別 損 失				
	1. 過年度損益修正損	35,494	35,495	△ 1	100.0

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
損益勘定支弁職員に係る給与費 一般職職員 198人(うち会計年度任用職員 47人)			
固定資産の減価償却費			
1. 固定資産除却費	73,684	66,161	7,523
2. 固定資産除却損	169,165	480,000	△310,835
企業債及び一時借入金に係る利息等			
1. 企業債利息	4,149,148	4,600,539	△451,391
2. 一時借入金利息	1,000	1,000	-
3. 企業債取扱諸費	15,655	21,399	△5,744
消費税納付額			
下水道使用料の還付加算金等			
下水道使用料の過年度分に係る更正等			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	2. その他特別損失	359	1,365,404	△ 1,365,045	0.0
188	4項 予 備 費				
	1. 予 備 費	30,000	30,000	-	100.0
	収 益 的 支 出 合 計	49,449,096	50,613,871	△ 1,164,775	97.7

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
受益者負担金の過年度分に係る更正等	359	25	334
▲ 退職給付引当金繰入額	—	1,365,379	△1,365,379

イ 資本的収入及び支出
(収 入)

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
189	1款 資本的収入				
	1項 企業債				
	1. 建設企業債	12,513,000	13,839,000	△ 1,326,000	90.4
	2. 借換債	3,706,000	5,260,000	△ 1,554,000	70.5
	2項 国庫補助金				
	1. 国庫補助金	6,541,302	7,416,241	△ 874,939	88.2
	3項 負担金				
	1. 受益者負担金	36,093	19,083	17,010	189.1
	2. 工事負担金	393,468	157,541	235,927	249.8

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
公共下水道整備事業等に充当する企業債			
1. 公共下水道事業債	12,278,000	13,571,000	△1,293,000
2. 流域下水道事業債	235,000	268,000	△33,000
企業債(市場公募債)に係る借換債			
公共下水道整備事業に対する国庫補助金			
福岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づく受益者負担金			
公共下水道整備事業に伴う工事負担金			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
189	4項 他 会 計 負 担 金				
	1. 他 会 計 負 担 金	4,466,000	4,568,059	△ 102,059	97.8
	5項 固定資産売却代金				
	1. 器具備品及びその他 売却代金	51	47	4	108.5
	6項 水洗化貸付 事業収入				
	1. 水洗化貸付金回収金	2,151	2,218	△ 67	97.0
	7項 企業債償還金 積立金戻入				
	1. 企業債償還金 積立金戻入	2,984,520	4,095,000	△ 1,110,480	72.9
	8項 雑 収 入				
	1. その他雑収入	8,180	6,121	2,059	133.6
	資 本 的 収 入 合 計	30,650,765	35,363,310	△ 4,712,545	86.7

事 項 説 明
下水道事業特別措置債元金償還金等に係る一般会計負担金
軽自動車買い換えに伴う売却
水洗便所改造資金貸付金の回収金
企業債元金の満期一括償還のための市債管理基金積立金の取崩収入
下水道用地の使用料

(支 出)

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 資 本 的 支 出				
	1項 建 設 改 良 費				
	1. 公共下水道整備費	24,839,782	27,396,080	△ 2,556,298	90.7
190					

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
管渠、ポンプ場、処理場等の下水道施設の新設、改良に要する経費			
1. 公共事業	12,686,782	14,281,080	△1,594,298
(1) 管渠整備 管路延長 10,564m(中部6号幹線、中部8号幹線 外)	6,408,100	6,311,045	97,055
(2) ポンプ場整備 城西第2ポンプ場(監視制御設備改修) 外	788,769	1,550,000	△761,231
(3) 処理場整備 ・和白水処理センター(非常用発電設備更新 外) ・東部水処理センター(最終沈殿池機械設備更新 外) ・中部水処理センター(生物反応槽機械設備更新 外) ・西部水処理センター(消化槽機械設備更新 外) ・新西部水処理センター(初沈污泥濃縮設備設置 外)	5,264,913	6,293,035	△1,028,122
(4) 再生水利用下水道施設整備 東部地区 …… 箱崎(再生水管布設) 外	225,000	127,000	98,000
2. 単独事業(事業計画区域内)	12,153,000	13,115,000	△962,000
(1) 管渠整備 管渠延長 47,593m	11,643,187	12,379,568	△736,381
(2) ポンプ場整備 志賀島ポンプ場(遠方監視制御設備改造) 外	126,900	227,431	△100,531
(3) 処理場整備 西部水処理センター(生物反応槽機械設備更新 外)	362,913	296,001	66,912
(4) 再生水利用下水道施設整備 中部水処理センター(オゾン発生器更新 外)	20,000	212,000	△192,000

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二) 190		千円	千円	千円	%
	2. 流域下水道整備費	253,605	287,372	△ 33,767	88.2
	3. 区域外下水道整備費	15,000	38,000	△ 23,000	39.5
	4. 受益者負担金経費	11,218	5,255	5,963	213.5
	5. 固定資産購入費	19,422	62,154	△ 42,732	31.2
	6. 給 与 費	989,991	1,015,952	△ 25,961	97.4
	7. 建 設 利 息	16,000	25,000	△ 9,000	64.0

事 項 説 明			
	4年度	3年度	千円 増 減
流域下水道整備に要する建設費負担金			
事業計画区域外下水道整備に要する経費 水路(延長 90m)			
受益者負担金の徴収事務等に要する経費			
1. 前納報奨金	4,712	2,229	2,483
2. 徴収事務等経費	6,506	3,026	3,480
固定資産の購入に要する経費			
1. 水質試験用器具等	11,450	12,825	△1,375
2. その他固定資産購入費	7,972	9,049	△1,077
▲. 財務会計システム等刷新	-	40,280	△40,280
資本勘定支弁職員に係る給与費 一般職職員 132人(うち会計年度任用職員 8人)			
汚水に係る未稼働施設の企業債利息			

予算案 説明書 ページ	目	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
190	2項 償 還 金				
	1. 企 業 債 償 還 金	25,095,236	28,228,692	△ 3,133,456	88.9
	3項 水洗化貸付事業費				
	1. 水 洗 化 貸 付 金	2,082	2,521	△ 439	82.6
	▲ 水洗化他会計借入金 償還金	－	1,967	△ 1,967	皆減
	4項 国庫返還金				
	1. 国 庫 返 還 金	4,091	3,061	1,030	133.6
	5項 企 業 債 償 還 金 積 立 金				
	1. 企 業 債 償 還 金 積 立 金	5,253,260	5,159,240	94,020	101.8
	6項 予 備 費				
	1. 予 備 費	5,000	5,000	－	100.0
	資 本 的 支 出 合 計	56,504,687	62,230,294	△ 5,725,607	90.8

事 項 説 明			
			千円
建設企業債の元金償還金等	4年度	3年度	増 減
1. 企業債の元金償還金	21,389,036	22,968,092	△1,579,056
2. 企業債(市場公募債)の借換に係る元金償還金	3,706,200	5,260,600	△1,554,400
水洗便所改造資金貸付金 ・貸付予定個数 5個 ・貸付限度額 430千円 ・償還方法 無利子、40回均等償還			
▲水洗便所改造資金貸付事業に係る一般会計借入金の償還金			
下水道用地の使用料収入に伴う国庫返還金			
企業債元金の満期一括償還のための市債管理基金積立金			

(4) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
管 渠 整 備 事 業 (中 部 6 号 幹 線、中 部 8 号 幹 線 外)	令和5年度から 令和7年度まで	千円 令和5年度 6,553,340 令和6年度 1,106,257 令和7年度 1,000,000
ポ ン プ 場 整 備 事 業 (今 宿 ポ ン プ 場 外)	令和5年度	157,000
処 理 場 整 備 事 業 (東 部 水 処 理 セ ン タ ー 外)	令和5年度	3,797,700
新下水道財務会計システム構築等	令和5年度	326,838

(5) 企 業 債

起 債 の 目 的	限 度 額		
	令和4年度 A	令和3年度 B	比 較 A-B
下 水 道 建 設 事 業 費	千円 12,513,000	千円 13,839,000	千円 △ 1,326,000

(6) 一時借入金

限 度 額	千円 20,000,000
-------	------------------

(7) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額 を流用することができる場合	消費税及び地方消費税に不足が生じた場合 における営業費用及び営業外費用の間の流用
--------------------------------	---

[参考資料]

1. 下水道事業会計 財政収支計画比較表

(消費税抜き、単位：千円)

収 支 計 画	年度	収 益 的 収 支						
		収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
		下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
	令和 3年度	27,083,431	15,689,624	10,629,497	53,402,552	49,426,865	3,975,687	3,975,687
	4年度	27,191,896	15,707,293	10,657,014	53,556,203	47,957,840	5,598,363	5,598,363
	5年度	27,304,423	15,776,562	10,683,952	53,764,937	48,267,171	5,497,766	5,497,766
	6年度	27,415,581	15,814,896	10,555,465	53,785,942	48,594,119	5,191,823	5,191,823
	計 A	108,995,331	62,988,375	42,525,928	214,509,634	194,245,995	20,263,639	20,263,639

(消費税抜き、単位：千円)

実 績 ・ 見 込	年度	収 益 的 収 支						
		収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
		下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
	令和 3年度 (2月補正後)	26,657,480	15,685,195	10,589,908	52,932,583	49,447,174	3,485,409	3,485,409
	4年度 (予算)	26,692,198	15,705,104	10,735,964	53,133,266	48,132,541	5,000,725	5,000,725
	5年度 (計画)	27,304,423	15,776,562	10,683,952	53,764,937	48,267,171	5,497,766	5,497,766
	6年度 (計画)	27,415,581	15,814,896	10,555,465	53,785,942	48,594,119	5,191,823	5,191,823
	計 B	108,069,682	62,981,757	42,565,289	213,616,728	194,441,005	19,175,723	19,175,723

(消費税抜き、単位：千円)

比 較 増 減	年度	収 益 的 収 支						
		収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
		下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
	R3～R6 年度計 B－A	△ 925,649	△ 6,618	39,361	△ 892,906	195,010	△ 1,087,916	△ 1,087,916
	うち 4年度	△ 499,698	△ 2,189	78,950	△ 422,937	174,701	△ 597,638	△ 597,638

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 〔一般会計出資金 で補てん〕	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
35,363,310	62,230,294	△ 26,866,984	18,843,942	8,023,042	－	〔 2年度末見込 350,735,663 〕 341,605,972
33,610,502	58,415,412	△ 24,804,910	18,763,780	6,041,130	－	335,080,738
36,661,479	60,670,581	△ 24,009,102	20,033,415	3,975,687	－	328,601,760
32,678,770	57,669,954	△ 24,991,184	19,392,822	5,598,362	－	322,340,823
138,314,061	238,986,241	△ 100,672,180	77,033,959	23,638,221	－	322,340,823

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 〔一般会計出資金 で補てん〕	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
48,039,115	75,041,992	△ 27,002,877	18,979,835	8,023,042	－	〔 2年度末実績 342,267,663 〕 341,665,971
30,650,765	56,504,687	△ 25,853,922	18,933,072	6,920,850	－	332,789,735
36,661,479	60,670,581	△ 24,009,102	20,033,415	3,975,687	－	326,310,757
32,678,770	57,669,954	△ 24,991,184	19,392,822	5,598,362	－	320,049,820
148,030,129	249,887,214	△ 101,857,085	77,339,144	24,517,941	－	320,049,820

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 〔一般会計出資金 で補てん〕	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
9,716,068	10,900,973	△ 1,184,905	305,185	879,720	－	△ 2,291,003
△ 2,959,737	△ 1,910,725	△ 1,049,012	169,292	879,720	－	△ 2,291,003

2. 下水道使用料比較表

汚水の種類	使用料区分		令和4年度 A						令		
			延世帯数 (階層別)		有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)		延世帯数 (階層別)		
	単価		構成比		構成比		構成比		構成比		
一般汚水	基本使用料		円／月 760	世帯 －	% －	千m3 －	% －	千円 8,304,687	% 31.1	世帯 －	% －
	従量使用料	[月使用量] m3 1 ～ 10	円／m3 13	5,610,842	50.4	85,304	54.3	1,108,953	4.1	5,545,003	50.4
		11 ～ 20	152	3,948,214	35.5	33,870	21.5	5,148,176	19.3	3,948,813	35.9
		21 ～ 30	188	1,192,572	10.7	8,598	5.5	1,616,345	6.1	1,139,078	10.3
		小口計		10,751,628	96.6	127,772	81.3	7,873,474	29.5	10,632,894	96.6
		31 ～ 50	246	284,536	2.6	3,534	2.3	869,274	3.2	268,247	2.4
		51 ～ 100	278	44,673	0.4	3,440	2.2	956,408	3.6	47,161	0.4
		101 ～ 300	311	33,325	0.3	6,186	3.9	1,923,697	7.2	36,456	0.3
		301 ～ 1,000	366	15,120	0.1	6,464	4.1	2,365,741	8.9	16,039	0.2
		1,001 ～ 5,000	417	4,864	0.0	6,151	3.9	2,565,149	9.6	5,773	0.1
		大口計		382,518	3.4	25,775	16.4	8,680,269	32.5	373,676	3.4
	大口 5,001 ～	515	518	0.0	3,560	2.3	1,833,204	6.9	714	0.0	
	小計		11,134,664	100.0	157,107	100.0	18,386,947	68.9	11,007,284	100.0	
	計		11,134,664	100.0	157,107	100.0	26,691,634	100.0	11,007,284	100.0	
	公衆浴場汚水	基本使用料	円／月 560	－	－	－	－	87	0.0	－	－
従量使用料		円／m3 12	154	0.0	39	0.0	477	0.0	156	0.0	
計		154	0.0	39	0.0	564	0.0	156	0.0		
合計 (税抜き)			11,134,818	100.0	157,146	100.0	26,692,198 (1m3当たり単価 169.86円)	100.0	11,007,440	100.0	
消費税			－	－	－	－	2,669,219		－	－	
合計 (税込み)			11,134,818	100.0	157,146	100.0	29,361,417 (1m3当たり単価 186.84円)		11,007,440	100.0	

和 3 年 度 B				比 較 (A-B)					
有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)		延世帯数 (階層別)		有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
千m3	%	千円	%	世帯		千m3		千円	
—	—	8,209,579	30.3	—	—	—	—	95,108	0.8
84,217	53.6	1,094,824	4.0	65,839	0.0	1,087	0.7	14,129	0.1
33,208	21.1	5,047,594	18.6	△ 599	△ 0.4	662	0.4	100,582	0.7
8,283	5.3	1,557,185	5.8	53,494	0.4	315	0.2	59,160	0.3
125,708	80.0	7,699,603	28.4	118,734	0.0	2,064	1.3	173,871	1.1
3,656	2.3	899,312	3.3	16,289	0.2	△ 122	0.0	△ 30,038	△ 0.1
3,740	2.4	1,039,633	3.8	△ 2,488	0.0	△ 300	△ 0.2	△ 83,225	△ 0.2
6,781	4.3	2,108,783	7.8	△ 3,131	0.0	△ 595	△ 0.4	△ 185,086	△ 0.6
7,603	4.8	2,782,885	10.3	△ 919	△ 0.1	△ 1,139	△ 0.7	△ 417,144	△ 1.4
6,538	4.2	2,726,319	10.1	△ 909	△ 0.1	△ 387	△ 0.3	△ 161,170	△ 0.5
28,318	18.0	9,556,932	35.3	8,842	0.0	△ 2,543	△ 1.6	△ 876,663	△ 2.8
3,139	2.0	1,616,753	6.0	△ 196	0.0	421	0.3	216,451	0.9
157,165	100.0	18,873,288	69.7	127,380	0.0	△ 58	0.0	△ 486,341	△ 0.8
157,165	100.0	27,082,867	100.0	127,380		△ 58		△ 391,233	
—	—	87	0.0	—	—	—	—	—	—
40	0.0	477	0.0	△ 2	—	△ 1	—	—	—
40	0.0	564	0.0	△ 2		△ 1		—	
157,205	100.0	27,083,431 (1m3当たり単価 172.28円)	100.0	127,378	対前年度比 1.2% 増	△ 59	対前年度比 0.0% 減	△ 391,233 (1m3当たり単価 2.42 円減)	対前年度比 1.4% 減
—	—	2,708,343						△ 39,124	対前年度比 1.4% 減
157,205	100.0	29,791,774 (1m3当たり単価 189.51円)		127,378	対前年度比 1.2% 増	△ 59	対前年度比 0.0% 減	△ 430,357 (1m3当たり単価 2.67 円減)	対前年度比 1.4% 減

議案第65号

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路構造令の一部改正に鑑み、歩行者利便増進道路に関する基準を定める等の必要があるによる。

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成25年福岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第47条」に、「第47条」を「第48条」に改める。

第4条中「第46条」を「第47条」に改める。

第34条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第47条を第48条とし、第2章中第46条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18

年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例(平成25年福岡市条例第9号)で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 65 号の説明資料

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

県道及び市道を新設又は改築する場合における道路構造の技術的基準は、道路法において、国道等の基準である道路構造令を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることが規定されている。

今回、国において、道路構造令が改正されたことから、本市においても、歩行者利便増進道路等の基準を定めるため、条例を改正するもの。

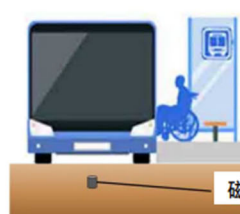
2 改正内容

(1) 自動運行補助施設の追加（第 34 条関係）

交通事故の防止を図るため必要がある道路に設ける施設である「交通安全施設」に、自動運転車の走行を補助するための施設である「自動運行補助施設」を追加する。



電磁誘導線



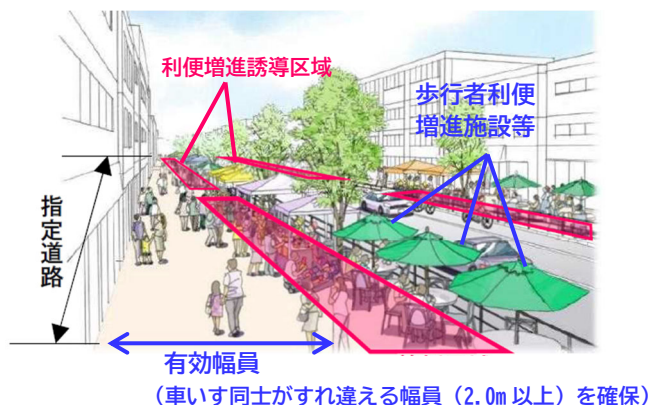
磁気マーカー

自動運行補助施設のイメージ（出典：国土交通省資料）

(2) 歩行者利便増進道路の新設（第 47 条関係）

歩行者の滞留できる空間の確保や歩行者の利便に資する施設を設置し、賑わい創出を図っていく道路である「歩行者利便増進道路」の規定を新設する。

＜構造基準＞・歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること
・バリアフリー基準に適合すること 等



(兵庫県神戸市)

歩行者利便増進道路のイメージ（出典：国土交通省資料）

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

《 参考①：交通安全施設について 》

○交通安全施設とは、交通事故の防止を図るため必要がある場合に設ける、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設である。

《 参考②：歩行者利便増進道路について 》

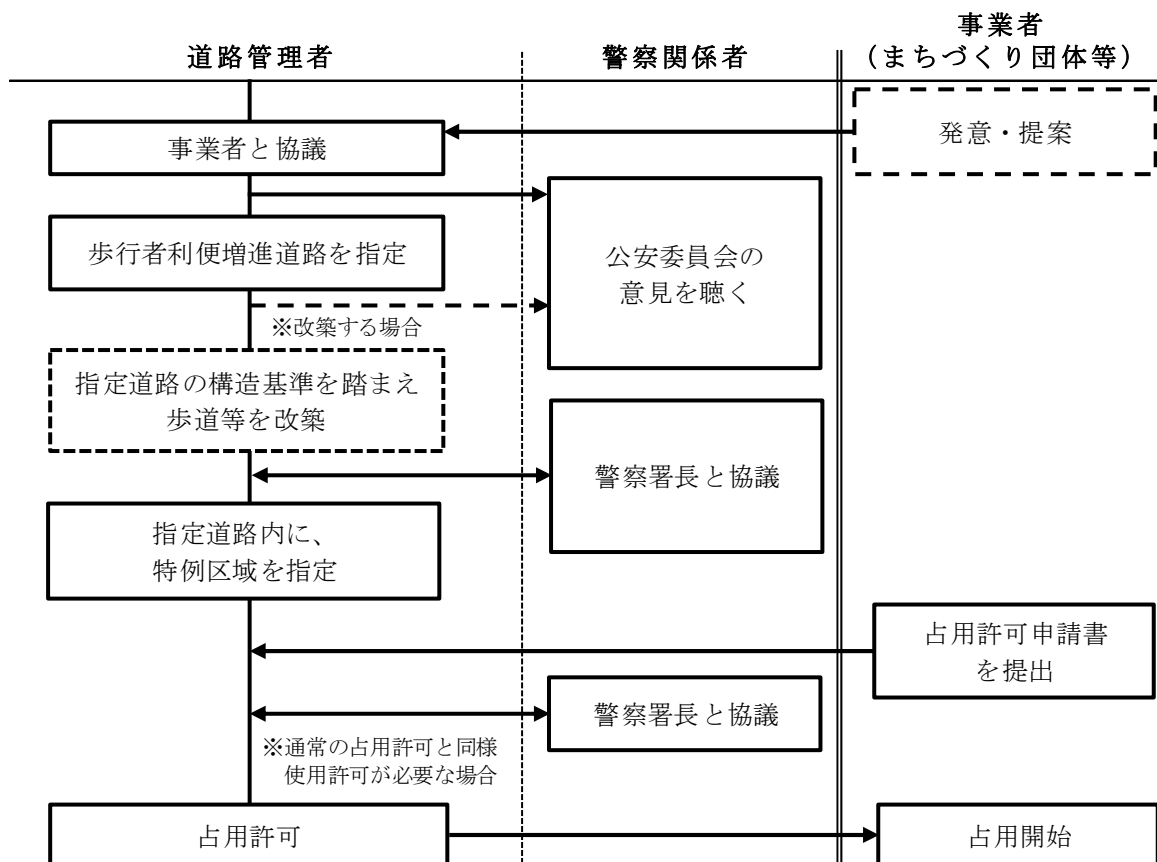
○歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）とは、令和2年11月の道路法等の一部改正により創設された、賑わいのある道路空間を構築するための道路指定制度である。

○歩行者利便増進道路内に定めた利便増進誘導区域では、道路占用許可が柔軟に認められるようになった。歩行者利便増進施設等としては、看板、テーブル、イス、露店、食事施設などがある。

○令和3年11月に開催された内閣府のワーキングでは、ほこみち制度の活用により、国家戦略特別区域法における道路占用特例の全国展開を図っていく方向性が了承された。

○今後、本市においても、特区制度からほこみち制度へ円滑に移行していくため、まちづくり団体等からの発意・提案や、沿道住民などの意向を踏まえ、ほこみち制度導入に向けた検討を進める。

【現在想定している手続きのイメージ】



別紙「福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例新旧対照表」

現行	改正案
目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 道路の構造の技術的基準（第3条—第46条） 第3章 道路標識の寸法（第47条） 附則 第1条・第2条 （略） 第2章 道路の構造の技術的基準 第3条 （略） （道路の構造の技術的基準） 第4条 道路を新設し，又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は，令に定めるもののほか，次条から第46条までに定めるところによる。 第5条～第33条 （略） （交通安全施設） 第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては，横断歩道橋等，柵，照明施設，視線誘導標，緊急連絡施設その他これらに類する交通安全施設で規則で定めるものを設けるものとする。 第35条～第46条 （略） （新設） 第3章 道路標識の寸法 第47条 （略） （以下略）	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 道路の構造の技術的基準（第3条—第47条） 第3章 道路標識の寸法（第48条） 附則 第1条・第2条 （略） 第2章 道路の構造の技術的基準 第3条 （略） （道路の構造の技術的基準） 第4条 道路を新設し，又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は，令に定めるもののほか，次条から第47条までに定めるところによる。 第5条～第33条 （略） （交通安全施設） 第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては，横断歩道橋等，<u>自動運行補助施設</u>，柵，照明施設，視線誘導標，緊急連絡施設その他これらに類する交通安全施設で規則で定めるものを設けるものとする。 第35条～第46条 （略） （歩行者利便増進道路） 第47条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には，歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u> 2 <u>前項に規定する部分には，歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは，歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において，必要があると認めるときは，当該場所に街灯，ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物，物件又は施設を設けるものとする。</u> 3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は，福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例（平成25年福岡市条例第9号）で定める基準に適合する構造とするものとする。</u> 第3章 道路標識の寸法 第48条 （略） （以下略）

議案第64号

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路の占用料の額を適正なものに改めるとともに、自動運行補助施設に係る道路占用料を定める必要があるによる。

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円	を	円	に,
		2,100		2,300	
		3,200		3,600	
		4,400		4,800	
		1,900		2,100	
		3,000		3,300	
		4,100		4,600	
		190		210	
		19		21	
		11		13	
		1,800		2,000	
		1,100		1,300	
		3,800		4,200	
		1,600		1,800	
		9,100		12,000	
		3,800		4,200	
	」			」	

法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	79	を
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		110	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		170	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		230	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの		340	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの		450	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの		790	
	外径が0.7メートル以上1メートル 未満のもの		1,100	
	外径が1メートル以上のもの		2,300	
	洞道		4,500	

法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	88	に
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		130	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		190	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		250	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの		380	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの		500	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの		880	
	外径が0.7メートル以上1メートル 未満のもの		1,300	
	外径が1メートル以上のもの		2,500	
	洞道		5,000	

法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設ける もの	長さ1メートルにつ き1年	13
			その他のもの		42
		道路の構造又は交通の状況を 表示する標示柱その他の 柱類		1本につき1年	3,300
		その他のもの	上空に設ける もの	占有面積1平方メー トルにつき1年	2,100
	地下に設ける もの		1,300		
	その他のもの				4,200

改める。

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に、「3,800」を「4,200」に改め、同表中

「 A に 0.012 を 乗じて得た額	「 A に 0.011 を 乗じて得た額
A に 0.015 を 乗じて得た額	A に 0.014 を 乗じて得た額
4,600	6,000
2,700	3,600
3,800	4,200
91	120
2,700	3,800
910	1,200
910	1,200
9,100	12,000
3,000	3,300
91	120

910	1,200
91	120
910	1,200
9,100	12,000
4,600	6,000
3,800	4,200
A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額
910	1,200
380	420
A に 0.018 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
A に 0.034 を 乗じて得た額	A に 0.033 を 乗じて得た額
A に 0.007 を 乗じて得た額	A に 0.007 を 乗じて得た額
A に 0.012 を 乗じて得た額	A に 0.011 を 乗じて得た額
A に 0.015 を 乗じて得た額	A に 0.014 を 乗じて得た額
A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額
A に 0.018 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
A に 0.013 を 乗じて得た額	A に 0.011 を 乗じて得た額
A に 0.034 を 乗じて得た額	A に 0.033 を 乗じて得た額
A に 0.013 を 乗じて得た額	A に 0.011 を 乗じて得た額
A に 0.018 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
A に 0.034 を 乗じて得た額	A に 0.033 を 乗じて得た額

を

に改める。

A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額
A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額
A に 0.018 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
A に 0.034 を 乗じて得た額	A に 0.033 を 乗じて得た額
A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長が指定する者が令和 4 年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条の規定により算定した占用料の額の合計額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に 1.2（令和 4 年度に限り、市長が指定する物件にあっては、1.1）を乗じて得た額（以下「調整後の合計額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占用料の額の合計額は、調整後の合計額とする。
- (1) 令和 4 年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第 2 条の規定により算定した占用料の額の合計額
- (2) 令和 5 年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額の合計額
- 3 市長が指定する者以外の者が令和 4 年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、改正後の条例第 2 条の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に 1.2（令和 4 年度に限り、市長が指定する物件にあっては、1.1）を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占用料の額は、

調整後の額とする。

- (1) 令和4年度 当該物件について改正前の条例第2条の規定により算定した占用料の額
- (2) 令和5年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額

議案第 64 号の説明資料

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

1 改正理由及び改正内容

道路占用料は、電柱や地下埋設管の設置など、道路を継続して使用することの対価として、福岡市道路占用料徴収条例に基づき徴収している。

道路占用料の額を適正なものとするためには、民間における地価水準等の変動を適切に反映させる必要があることから、本市では、道路占用料の算定の基礎となる固定資産税評価額の見直しや国の占用料の改定等にあわせて、適宜改定を行っているところである。

今般、課税標準額を前年度分と同額に据え置く特別措置が令和 4 年度税制改正において講じられないこととなったことから、令和 4 年度以降の道路占用料の額について、固定資産税評価額の見直し等を反映させて適正なものとする必要があるため、条例の改正を行うもの。

改正内容については、別紙「福岡市道路占用料徴収条例新旧対照表」のとおり、条例別表の占用料の額について改定を行うとともに、自動運行補助施設に係る占用料の額を定めるものである。

＜参考例＞

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ・電柱などの市内全域に設置される占用物件 | : 約 11 パーセントの増額 |
| ・看板などの専ら商業地域に設置される占用物件 | : 約 31 パーセントの増額 |

2 激変緩和措置

今回の条例改正に伴う道路占用料の改定により、一部の占用者については、急激な負担増となるため、前回改定時と同様に、令和 3 年度から継続して占用している物件に係る令和 4 年度の道路占用料の額については、改定後の占用料が改定前の金額の 1.2 倍を超える場合は 1.2 倍とし、令和 5 年度以降の道路占用料についても、改定後の道路占用料に到達するまでは、前年度の道路占用料の 1.2 倍とする激変緩和措置を条例附則に設けるもの。

なお、看板などの専ら商業地域に設置される占用物件について、令和 4 年度は、国において商業地に係る課税標準額の上昇幅を半減させる特別措置が講じられることから、これに準じて激変緩和措置をさらに緩和することとし、改定後の占用料が改定前の金額の 1.1 倍を超える場合は 1.1 倍とする措置をあわせて条例附則に設けるもの。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 主な道路占用料の改定内容

現行					
占用物件			占用料		
			単位	金額	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱		1本につき1 年	円	
				2,100	
	第2種電柱			3,200	
	第3種電柱			4,400	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平 方メートル につき1年	3,800	
道 路 法 施 行 令 (昭和27年政令 第479号。以下 「施行令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物件	看板(アーチであるもの を除く。)		一時的に設 けるもの	表示面積1平 方メートル につき1月	910
			その他のもの	表示面積1平 方メートル につき1年	9,100

改正案					
占用物件				占用料	
				単位	金額
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱			1本につき1 年	円
					2,300
	第2種電柱				3,600
	第3種電柱				4,800
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運行 補助施設	線類	法第2条第2 項第5号に規 定する自動 運行装置に よる検知の 対象として 設置する導 線その他のの	地下に設け るもの 長さ1メート ルにつき1年	13
施設		道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類	上空に設け るもの その他のもの の 地下に設け るもの	1本につき1 年 占用面積1平 方メートル につき1年	3,300
		その他のもの		4,200	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平 方メートル につき1年	4,200
道 路 法 施 行 令 (昭和27年政令 第479号。以下 「施行令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物件	看板(アーチであるもの を除く。)	一時的に設 けるもの	表示面積1平 方メートル につき1月	1,200	
		その他のもの	表示面積1平 方メートル につき1年	12,000	

別紙「福岡市道路占用料徴収条例新旧対照表」

現行				改正案			
以上（略）				以上（略）			
別表				別表			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 2,100	第1種電柱	1本につき1年		円 2,300
	第2種電柱		3,200	第2種電柱			3,600
	第3種電柱		4,400	第3種電柱			4,800
	第1種電話柱		1,900	第1種電話柱			2,100
	第2種電話柱		3,000	第2種電話柱			3,300
	第3種電話柱		4,100	第3種電話柱			4,600
	その他の柱類		190	その他の柱類			210
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	19	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル		21
	地下電線その他地下に設ける線類	ルにつき1年	11	地下電線その他地下に設ける線類	ルにつき1年		13
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,800	路上に設ける変圧器	1個につき1年		2,000
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		1,300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,800	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		4,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,600	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,800
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	9,100	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		12,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,800	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		4,200
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	79	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル		88
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			130

現行				改正案			
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			170	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			190
			230				250
			340				380
			450				500
			790				880
			1,100				1,300
			2,300				2,500
			4,500				5,000
洞道				法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他掘る施設	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	13
							42
法第32条第1項第3号に掲げる施設				自動運行補助の線類	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	3,300
その他のもの				上空に設けるもの	地下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,100
							1,300

現行					改正案				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				3,800	法第32条第1項第4号に掲げる施設				4,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.007を乗じて得た額	地下街及び地下	階数が2のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.012を乗じて得た額				Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.015を乗じて得た額				Aに0.014を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			4,600	上空に設ける通路			6,000	
	地下に設ける通路			2,700	地下に設ける通路			3,600	
	その他のもの			3,800	その他のもの			4,200	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	91	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日
屋台		占有面積1平方メートルにつき1月	2,700	屋台			占有面積1平方メートルにつき1月	3,800	
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	910	その他のもの			占有面積1平方メートルにつき1月	1,200	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	910	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	9,100			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000
	標識		1本につき1年	3,000		標識		1本につき1年	3,300
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	91		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	120

現行					改正案					
		その他のもの	1本につき1月	910		その他のもの	1本につき1月	1,200		
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	91	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	120			
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	910	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,200			
			アーチ	車道を横断するものの	1基につき1月	9,100	車道を横断するものの	1基につき1月	12,000	
	その他のもの	4,600		その他のもの		6,000				
	施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	3,800	施行令第7条第2号に掲げる工作物			4,200	
施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.048を乗じて得た額		施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.046を乗じて得た額		
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	910	施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1,200		
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				380	施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				420	
施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額		
	上空に設けるもの			Aに0.034を乗じて得た額	上空に設けるもの			Aに0.033を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.007を乗じて得た額	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
				階数が2のもの				Aに0.012を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額

現行				改正案					
		階数が3 以上のもの		Aに0.015 を乗じて 得た額			階数が3 以上のもの		Aに0.014 を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに0.048 を乗じて 得た額		その他のもの			Aに0.046 を乗じて 得た額
施行令第7条 第9号に掲げ る施設	建築物			Aに0.018 を乗じて 得た額	施 行 令 第 7 条 第 9 号 に 掲げる施設	建築物			Aに0.015 を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに0.013 を乗じて 得た額		その他のもの			Aに0.011 を乗じて 得た額
施行令第7条 第10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物			Aに0.034 を乗じて 得た額	施 行 令 第 7 条 第 10 号 に 掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物			Aに0.033 を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに0.013 を乗じて 得た額		その他のもの			Aに0.011 を乗じて 得た額
施行令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの			Aに0.018 を乗じて 得た額	施 行 令 第 7 条 第 11 号 に 掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの			Aに0.015 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの			Aに0.034 を乗じて 得た額		上空に設けるもの			Aに0.033 を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに0.048 を乗じて 得た額		その他のもの			Aに0.046 を乗じて 得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.048 を乗じて 得た額	施行令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.046 を乗じて 得た額
施行令第7条 第13号に掲 げる施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の			Aに0.018 を乗じて 得た額	施 行 令 第 7 条 第 13 号 に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の			Aに0.015 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの			Aに0.034 を乗じて		上空に設けるもの			Aに0.033 を乗じて

現行				改正案			
			得た額				得た額
			Aに0.048				Aに0.046
	その他のもの		を乗じて		その他のもの		を乗じて
			得た額				得た額
備考				備考			
1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。				1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。			
2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。				2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。			
3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。				3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。			
4 Aは、近傍類似の土地の1平方メートルの価格を表わすものとする。				4 Aは、近傍類似の土地の1平方メートルの価格を表わすものとする。			
5 屋台とは、福岡市屋台基本条例（平成25年福岡市条例第43号）第3条第1号に規定する屋台をいうものとする。				5 屋台とは、福岡市屋台基本条例（平成25年福岡市条例第43号）第3条第1号に規定する屋台をいうものとする。			
6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。				6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。			

議案第66号

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、準用河川の流水占用料等の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金額の欄を次のように改める。

金 額
円 99
5,500

別表第2 金額の欄を次のように改める。

金 額	
1 級地区	2 級地区
円 2,300	円 2,300
3,600	3,600
4,800	4,800
2,100	2,100

議案第66号

3,300	3,300
4,600	4,600
4,200	4,200
4,200	4,200
21	21
88	88
130	130
190	190
250	250
380	380
500	500
880	880
1,300	1,300
2,500	2,500
4,200	4,200
3,300	3,300
470	300
120	81

280	280
280	280
9,500	9,500
53	53
4,300	3,200
2,800	1,800

別表第3 金額の欄を次のように改める。

金 額
円 116
150
233
150

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第67号

福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、普通河川の流水占用料等の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例

福岡市普通河川管理条例（平成17年福岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1金額の欄を次のように改める。

金 額
円 99
5,500

別表第2金額の欄を次のように改める。

金 額	
1 級地区	2 級地区
円 2,300	円 2,300
3,600	3,600
4,800	4,800
2,100	2,100

議案第67号

3,300	3,300
4,600	4,600
4,200	4,200
88	88
130	130
190	190
250	250
380	380
500	500
880	880
1,300	1,300
2,500	2,500
470	300
120	81
4,300	3,200
2,800	1,800

別表第3金額の欄を次のように改める。

金 額

円
116
150
233
150

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第68号

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、水路の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例

福岡市水路使用料条例（昭和31年福岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額	
1 級地区	2 級地区
円 2,300	円 2,300
3,600	3,600
4,800	4,800
2,100	2,100
3,300	3,300
4,600	4,600
4,200	4,200
88	88
130	130

190	190
250	250
380	380
500	500
880	880
1,300	1,300
2,500	2,500
470	300
120	81
4,300	3,200
2,800	1,800

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 66 号から議案第 68 号の説明資料

議案第 66 号 福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 67 号 福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案

議案第 68 号 福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案

1 改正理由及び改正内容

準用河川・普通河川に係る土地占用料や水路に係る水路使用料は、電柱や通路橋など、河川等を継続して使用することの対価として、福岡市準用河川流水占用料等徴収条例などに基づき徴収している。

また、準用河川・普通河川に係る流水占用料や土石採取料についても、それぞれの条例に基づき徴収している。

土地占用料や水路使用料については、道路占用料と同様に、固定資産税評価額等を基礎として算定し、電柱など道路占用物件と共通する占用物件があることから、道路占用料の改定に合わせて金額の改定を行うもの。

また、準用河川・普通河川の流水占用料や土石採取料については、県管理の河川と同一水系のものもあることから、福岡県河川流水占用料等徴収条例の額に合わせて改定を行うもの。

改定内容については、別紙 1「福岡市準用河川流水占用料等徴収条例新旧対照表」から別紙 3「福岡市水路使用料条例新旧対照表」のとおり、条例別表の占使用料の額について改定を行うもの。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

3 主な流水占用料等の改定額（新旧対照表の抜粋）

(1) 準用河川流水占用料等徴収条例・普通河川管理条例関係

現 行					改 正 案				
別表第 1					別表第 1				
流 水 占 用 料					流 水 占 用 料				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
原動力に供するもの		占用許可水量毎秒	円 97		原動力に供するもの		占用許可水量毎秒	円 99	
鉱工業用その他に供 するもの		1 リットルにつき 1 年	5,400		鉱工業用その他に供 するもの		1 リットルにつき 1 年	5,500	
別表第 2					別表第 2				
土 地 占 用 料					土 地 占 用 料				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
			1 級地区	2 級地区				1 級地区	2 級地区
電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円 2,100	円 2,100	電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円 2,300	円 2,300
	第 2 種電柱		3,200	3,200		第 2 種電柱		3,600	3,600
	第 3 種電柱		4,400	4,400		第 3 種電柱		4,800	4,800
		(省略)					(省略)		

現 行					改 正 案				
通 路 宅地用通路橋 （幅 4 メートル 未満のものを除く。） その他 これに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年		<u>420</u>	<u>270</u>	通 路 宅地用通路橋 （幅 4 メートル 未満のものを除く。） その他 これに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年		<u>470</u>	<u>300</u>
	農業用通路橋 （幅 4 メートル 未満のものを除く。）		<u>110</u>	<u>73</u>		農業用通路橋 （幅 4 メートル 未満のものを除く。）		<u>120</u>	<u>81</u>

別表第 3

土 石 採 取 料		
区 分	単 位	金 額
土砂	1 立方メートル	円 <u>114</u>
砂		<u>148</u>
砂利		<u>229</u>
栗石及び川石		<u>148</u>

別表第 3

土 石 採 取 料		
区 分	単 位	金 額
土砂	1 立方メートル	円 <u>116</u>
砂		<u>150</u>
砂利		<u>233</u>
栗石及び川石		<u>150</u>

(2) 水路使用料条例関係

現 行					改 正 案				
別表					別表				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
			1 級地区	2 級地区				1 級地区	2 級地区
電 柱	第 1 種電柱	1 本につき	円 2,100	円 2,100	電 柱	第 1 種電柱	1 本につき	円 2,300	円 2,300
	第 2 種電柱	1 年	3,200	3,200		第 2 種電柱	1 年	3,600	3,600
	第 3 種電柱		4,400	4,400		第 3 種電柱		4,800	4,800
		(省略)					(省略)		
通 路 宅地用通路橋 （幅 4 メートル 未満のものを除く。） その他 これに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年		420	270	通 路 宅地用通路橋 （幅 4 メートル 未満のものを除く。） その他 これに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年		470	300
	農業用通路橋 （幅 4 メートル 未満のものを除く。）		110	73		農業用通路橋 （幅 4 メートル 未満のものを除く。）		120	81

別紙 1 「福岡市準用河川流水占用料等徴収条例新旧対照表」

現 行					改 正 案				
別表第 1					別表第 1				
流 水 占 用 料					流 水 占 用 料				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
原動力に供するもの		占用許可水量毎秒	円		原動力に供するもの		占用許可水量毎秒	円	
		1 リットルにつき	97	99					
鉱工業用その他に供するもの		1 年	5,400		鉱工業用その他に供するもの		1 年	5,500	
備考 略					備考 略				
別表第 2					別表第 2				
土 地 占 用 料					土 地 占 用 料				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
			1 級地区	2 級地区				1 級地区	2 級地区
電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円 2,100	円 2,100	電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円 2,300	円 2,300
	第 2 種電柱		3,200	3,200		第 2 種電柱		3,600	3,600
	第 3 種電柱		4,400	4,400		第 3 種電柱		4,800	4,800
電話柱	第 1 種電話柱		1,900	1,900	電話柱	第 1 種電話		2,100	2,100
	第 2 種電話柱		3,000	3,000		第 2 種電話		3,300	3,300
	第 3 種電話柱		4,100	4,100		第 3 種電話		4,600	4,600
変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	3,800	3,800	変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	4,200	4,200
送電塔		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,800	3,800	送電塔		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,200	4,200
架空線			19	19	架空線			21	21
水管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	79	79	水管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	88	88
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		110	110		外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		130	130
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		170	170		外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		190	190
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		230	230		外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		250	250
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		340	340		外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		380	380
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		450	450		外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		500	500
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		790	790		外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		880	880
	外径が 0.7メートル以上のもの					外径が 0.7メートル以上のもの			

現 行					改 正 案						
		外径が0.7メートル以上1メートル未満		1,100	1,100			外径が0.7メートル以上1メートル未満		1,300	1,300
		外径が1メートル以上のもの		2,300	2,300			外径が1メートル以上のもの		2,500	2,500
鉄道, 軌道その他これらに類するもの			占用面積1平方メートルにつき1年	3,800	3,800	鉄道, 軌道その他これらに類するもの			占用面積1平方メートルにつき1年	4,200	4,200
標識類			1基につき1年	3,000	3,000	標識類			1基につき1年	3,300	3,300
通路その他これらに類するもの	宅地用通路橋(幅4メートル未満のもの)	占用面積1平方メートルにつき1年	420	270	通路その他これらに類するもの	宅地用通路橋(幅4メートル未満のもの)	占用面積1平方メートルにつき1年	470	300		
	農業用通路橋(幅4メートル未満のもの)		110	73		農業用通路橋(幅4メートル未満のもの)		120	81		
栈橋			250	250	栈橋			280	280		
係船くい			1本につき1年	250	250	係船くい			1本につき1年	280	280
遊船			1隻につき1年	8,600	8,600	遊船			1隻につき1年	9,500	9,500
公園, 緑地, 広場及び運動場			占用面積1平方メートルにつき1年	48	48	公園, 緑地, 広場及び運動場			占用面積1平方メートルにつき1年	53	53
その他	工作物を伴うもの	3,900		2,900	その他	工作物を伴うもの	4,300	3,200			
	工作物を伴わないもの	2,500		1,600		工作物を伴わないもの	2,800	1,800			
備考 略					備考 略						

別表第3

土 石 採 取 料		
区 分	単 位	金 額
土砂	1立方メートル	円 114
砂		148
砂利		229
栗石及び川石		148
備考 略		

土 石 採 取 料		
区 分	単 位	金 額
土砂	1立方メートル	円 116
砂		150
砂利		233
栗石及び川石		150
備考 略		

別紙 2 「福岡市普通河川管理条例新旧対照表」

現 行					改 正 案				
別表第 1					別表第 1				
流 水 占 用 料					流 水 占 用 料				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
原動力に供するもの		占用許可水量毎秒 1 リットルにつき 1 年	円		原動力に供するもの		占用許可水量毎秒 1 リットルにつき 1 年	円	
			97					99	
鉱工業用その他に供するもの			5,400		鉱工業用その他に供するもの			5,500	
備考 略					備考 略				
別表第 2					別表第 2				
土 地 占 用 料					土 地 占 用 料				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
			1 級地区	2 級地区				1 級地区	2 級地区
電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円	円	電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円	円
			2,100	2,100				2,300	2,300
	第 2 種電柱		3,200	3,200		第 2 種電柱		3,600	3,600
	第 3 種電柱		4,400	4,400		第 3 種電柱		4,800	4,800
電話柱	第 1 種電話柱		1,900	1,900	電話柱	第 1 種電話柱		2,100	2,100
	第 2 種電話柱		3,000	3,000		第 2 種電話柱		3,300	3,300
	第 3 種電話柱		4,100	4,100		第 3 種電話柱		4,600	4,600
送電塔		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,800	3,800	送電塔		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,200	4,200
水管、 下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	79	79	水管、 下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	88	88
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110	110		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	130
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		170	170		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	190
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		230	230		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		340	340		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	380
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		450	450		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	500
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		790	790		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	880
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,100	1,100		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	1,300

現 行						改 正 案					
		外径が1メートル以上のもの		<u>2,300</u>	<u>2,300</u>			外径が1メートル以上のもの		<u>2,500</u>	<u>2,500</u>
通路その他これに類するもの	宅地用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>420</u>	<u>270</u>	通路その他これに類するもの		宅地用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>470</u>	<u>300</u>
	農業用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）			<u>110</u>	<u>73</u>			農業用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）			<u>120</u>
その他	工作物を伴うもの			<u>3,900</u>	<u>2,900</u>	その他		工作物を伴うもの		<u>4,300</u>	<u>3,200</u>
	工作物を伴わないもの			<u>2,500</u>	<u>1,600</u>			工作物を伴わないもの		<u>2,800</u>	<u>1,800</u>
備考 略						備考 略					
別表第3						別表第3					
土 石 採 取 料						土 石 採 取 料					
区 分		単 位		金 額		区 分		単 位		金 額	
土砂		1立方メートル		円		土砂		1立方メートル		円	
<u>114</u>				<u>116</u>							
砂				<u>148</u>							
砂利				<u>229</u>							
栗石及び川石				<u>148</u>		栗石及び川石				<u>150</u>	
備考 略						備考 略					

別紙 3 「福岡市水路使用条例新旧対照表」

現 行					改 正 案				
別表					別表				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
			1 級地区	2 級地区				1 級地区	2 級地区
電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円 2,100	円 2,100	電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円 2,300	円 2,300
	第 2 種電柱		3,200	3,200		第 2 種電柱		3,600	3,600
	第 3 種電柱		4,400	4,400		第 3 種電柱		4,800	4,800
電話柱	第 1 種電話柱		1,900	1,900	電話柱	第 1 種電話柱		2,100	2,100
	第 2 種電話柱		3,000	3,000		第 2 種電話柱		3,300	3,300
	第 3 種電話柱		4,100	4,100		第 3 種電話柱		4,600	4,600
送電塔		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,800	3,800	送電塔		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,200	4,200
水管， 下水道 管，ガ ス管そ 他こ れらに 類する もの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	79	79	水管， 下水道 管，ガ ス管そ 他こ れらに 類する もの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	88	88
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110	110		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	130
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		170	170		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	190
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		230	230		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		340	340		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	380
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		450	450		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	500
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		790	790		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	880
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,100	1,100		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	1,300
	外径が 1 メートル以上のもの		2,300	2,300		外径が 1 メートル以上のもの		2,500	2,500
通路その他これに類するもの	宅地用通路橋（幅 4 メートル未満のものを除く。）	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	420	270	通路その他これに類するもの	宅地用通路橋（幅 4 メートル未満のものを除く。）	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	470	300
	農業用通路橋（幅 4 メートル未満のものを除く。）		110	73		農業用通路橋（幅 4 メートル未満のものを除く。）		120	81

現 行					改 正 案						
備考 略	その他	工作物を伴うもの		<u>3,900</u>	<u>2,900</u>	備考 略	その他	工作物を伴うもの		<u>4,300</u>	<u>3,200</u>
		工作物を伴わないもの		<u>2,500</u>	<u>1,600</u>			工作物を伴わないもの		<u>2,800</u>	<u>1,800</u>

議案第75号

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡北九州高速道路公社から、その基本財産の額の増加に伴い定款を変更することについて、地方道路公社法第5条第5項の規定により同意を求められたので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について

福岡北九州高速道路公社から、その基本財産の額の増加に伴う定款の変更について次のとおり同意を求められたが、本件については、同意するものとする。

福北総第112号

令和3年12月6日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

福岡北九州高速道路公社

理事長 喜 安 和 秀

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款変更に関する同意申請について

当公社に対する令和4年度分の福岡県及び福岡市からの出資については、当公社の基本財産の額が増加することとなるため、当公社定款第16条の規定を別紙のとおり変更する必要があるため、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第5項の規定により、貴市の同意を求めます。

（別紙）

定 款 の 変 更 事 項

変 更 前	変 更 後
（基本財産の額） 第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,247億3,260万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 福 岡 県 1,123億6,630万円 福 岡 市 836億1,850万円 北九州市 287億4,780万円	（基本財産の額） 第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,250億5,660万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 福 岡 県 1,125億2,830万円 福 岡 市 837億8,050万円 北九州市 287億4,780万円

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う 定款の変更に関する同意について

当議案は、福岡北九州高速道路公社において、令和4年度の福岡高速3号線延伸事業の実施にあたり、福岡県及び福岡市から出資を受け、同公社の基本財産の額が増加することに伴い、同公社の定款の変更を行うことについて、地方道路公社法第5条第5項の規定に基づき同意するにあたり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 基本財産の額の内訳

	変 更 前	変 更 後	令和4年度増加額
福 岡 県	1,123億6,630万円	1,125億2,830万円	1億6,200万円
福 岡 市	836億1,850万円	837億8,050万円	1億6,200万円
北 九 州 市	287億4,780万円	287億4,780万円	—
総 額	2,247億3,260万円	2,250億5,660万円	3億2,400万円

2 福岡高速3号線延伸事業の令和4年度事業費

21億6千万円

〔参考〕有料道路事業の財源内訳（全額、通行料金収入による償還対象となる）

	構成比率	設立団体別割合		備考
		福岡県	福岡市	
設立団体出資金	15%	7.5%	7.5%	道路公社に対する出資
設立団体貸付金	35%	17.5%	17.5%	道路公社に対する貸付(国の財政融資資金を特別転貸債として借入)
政府資金貸付金	25%	12.5%	12.5%	道路公社に対する債務保証
民間資金貸付金	25%	12.5%	12.5%	道路公社に対する債務保証
計	100%	50.0%	50.0%	

(参考) 地方道路公社法 (抜粋)

(定款)

第五条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体たる地方公共団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲
- 七 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画
- 八 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 九 公告の方法

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）以外の第八条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第六項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。

4 道路公社及び設立団体は、道路の整備に関する基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。

5 道路公社は、第二項の認可の申請をしようとするときは、第三項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

令和3年度 道路下水道局組織編成

道路下水道局 457

1理事 6部 35課 100係 6主査

理事 1

総務部 40

総務課 6 (総務係、企画広報係)

下水道経営企画課 7 (企画第1・第2係、主査)
(総務企画局課長※国際展開推進を兼務)

経理課 16 (財務第1・第2係、会計係、主査)

下水道料金課 10 (使用料・負担金係、収納・整理係)

管理部 66

路政課 18 (管理係、認定・台帳係、用地係)

自転車課 9 (施設計画係、駐輪対策係)

駐車場施設課 7 (計画係、管理係)

道路維持課 14 (調整係、橋梁アセットマネジメント係、電気施設係)

下水道管理課 17 (用地管理係、下水道係、管路係、排水設備係)

計画部 53

計画調整課 9 (計画調整係、開発指導係、無電柱化推進係)

道路計画課 12 (第1・第2・第3係)

高速道路推進課 7 (調整係、事業推進係、主査)

下水道事業調整課 8 (事業調整係、技術係)

下水道計画課 9 (計画係、資源活用係、主査)

河川計画課 7 (調整係、計画係)

建設部 129

建設推進課 10 (第1・第2係)

東部道路課 16 (第1・第2・第3係)

西部道路課 16 (第1・第2・第3係)

雑餉隈連続立体交差課 7 (高架計画係、工事対策係)

東部下水道課 20 (第1・第2・第3係)

中部下水道課 22 (第1・第2・第3係、主査)

西部下水道課 19 (第1・第2・第3係)

河川課 18 (管理係、設備係、建設第1・第2係)

下水道施設部 110

施設管理課 8 (施設調整係、再生水推進係)

施設整備課 25 (整備調整係、土木係、建築係、機械係、電気係)

水質管理課 15 (水質指導係、水質管理係、水質試験係)

東部水処理センター 15 (管理係、操作第1・第2係、水質係)

中部水処理センター 17 (管理係、操作第1・第2・第3係、水質係)

西部水処理センター 18 (管理係、操作第1・第2係、水質係、新西部操作係、主査)

和白水処理センター 11 (管理係、操作係、水質係、西戸崎操作係)

用地部 57

用地調整課 11 (管理・収用係、補償指導係)
(公共施設用地課長を兼務)

公共施設用地課 2 (用地補償係)
(用地調整課長が兼務)

東部用地課 14 (用地第1・第2係、補償係)

中部用地課 15 (用地第1・第2係、補償係)

西部用地課 14 (用地第1・第2係、補償係)

【参考】各区地域整備部の
道路下水道局支弁職員数

東区 41

博多区 49

中央区 39

南区 37

城南区 24

早良区 38

西区 46

合計 274